

社会福祉法人国府津保育園会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人国府津保育園会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいう。

（2）常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

（4）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいい、勤務形態は、非常勤とする。

（5）報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（6）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤理事で、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に法人の職務を執行した場合は非常勤理事に準じて報酬を支給する。

3 理事、監事及び評議員が、理事会、評議員会又は監事監査実施日に合わせて同日に法人の業務を行った場合でも法人業務の執行報酬は支給しないものとする。

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第4条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

（1） 常勤理事 （常勤理事に月額報酬は支給しない。）

事 由	報酬（日額）
理事会・評議員会等会議への出席	3,000 円
監事監査への出席	3,000 円
上記の他法人業務の執行	8,000 円

(2) 非常勤理事

事 由	報酬（日額）
理事会・評議員会等会議への出席	3,000 円
監事監査への出席	3,000 円
上記の他法人業務の執行	8,000 円

(3) 非常勤監事

事 由	報酬（日額）
理事会・評議員会等会議への出席	3,000 円
監事監査の実施	3,000 円
上記の他法人業務の執行	8,000 円

(4) 評議員

事 由	報酬（日額）
理事会・評議員会等会議への出席	3,000 円
監事監査への出席	3,000 円
上記の他法人業務の執行	8,000 円

（報酬等の額の算定方法）

第5条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 個々の評議員の報酬は、第4条第1項（4）に定める。

3 この法人の全理事の報酬総額は、年間230,000円以内とする。

4 この法人の全監事の報酬総額は、年間70,000円以内とする。

（支給の方法・形態）

第6条 役員及び評議員の報酬は、その都度、現金で支給する。

（公 表）

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（費用弁償）

第8条 この法人は、役員及び評議員が職務の執行にあたって負担した費用については、別に定める役員及び評議員の費用弁償に関する規程により支給する。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年11月6日（評議員会の議決日）から施行する。

令和元年10月3日（評議員会の議決日）一部改正（第5条）